

(メール施行)
兵共募発第218号
令和元年10月18日

各市区町共同募金委員会 事務局長 様

社会福祉法人 兵庫県共同募金会
事務局長 松本博子

「令和元年台風第19号災害義援金」の募集について（ご依頼）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
本会事業の推進につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、標記義援金の件につきまして、別添のとおり茨城県共同募金会より通知がありました。
つきましては、当該義援金の募集の周知及び義援金の受け入れにつきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
なお、義援金の受け入れの事務手続きにつきましては、下記のとおり取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

記

〔義援金の受け入れの事務手続き〕

(1) 義援金の取り扱いについて

市区町共同募金委員会で義援金を受領された場合は、別添募集要綱の義援金受入口座へ、共同募金委員会名にて直接送金をお願いいたします。

(2) 受領書・領収書の発行について

① 寄付者へ「受領書<様式1>」の発行をお願いいたします。

② 税控除用の領収書を希望される方があれば、兵庫県共同募金会あて「領収書希望者名簿<様式2>」及び義援金を送金した際の送金控<様式3>をe-mailにてお送り願います。

※正式な領収書は後日、茨城県共同募金会から送付されることを寄付者へお伝え願います。

《お問合せ先》

社会福祉法人 兵庫県共同募金会（担当：松本裕一・大隅優樹）
〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階
TEL：078-242-4624 FAX：078-242-4625
電子メール：info@akaihane-hyogo.or.jp

「令和元年台風第19号災害義援金」募集要綱（第1版）

社会福祉法人茨城県共同募金会

1 趣 旨

台風19号による大雨により県内各地で人的被害や家屋の浸水等の被害が発生し、県下20市3町に災害救助法が適用されました。

茨城県共同募金会（以下「本会」という）は、この災害で被害を受けられた方々を支援することを目的に義援金を募集します。

2 義援金の名称

令和元年台風第19号災害義援金

3 受付期間

令和元年10月16日（水）から令和2年1月31日（金）まで

4 義援金受入口座

金融機関	支店名	口座番号	名 義 等
常陽銀行	本店 (004)	普通預金 3843718	社会福祉法人 茨城県共同募金会 台風19号災害義援金
筑波銀行	県庁支店 (060)	普通預金 1172073	

※ 常陽銀行については、同行の本支店の窓口及びATMからの振込手数料は無料となります。

なお、ATMについては、夜間・早朝などに時間外手数料が発生する場合があります。

※ 筑波銀行については、同行の本支店の窓口からの振込手数料は無料となります。

※ 両行ともインターネットバンキングを利用しての振込みは手数料がかかる場合があります。

5 義援金の配分

本会で取りまとめた義援金は、茨城県へ拠出し、茨城県が設置する義援金配分委員会を通じて、被災地の各市町から被災者に配分されます。

6 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。

確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は本会へご連絡ください。後日領収書を送付いたします。

(該当する税制優遇措置)

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314号の7第1項第1号に規定する「都道府県，市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7 その他

災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品は取り扱いません。

8 この要綱は，令和元年10月16日施行です。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人茨城県共同募金会

〒310-0851 茨城県水戸市千波町1918番地

茨城県総合福祉会館2階

TEL029-241-1037 / FAX029-244-1993

E-mail iba-cc@atlas.plala.or.jp